

【報道資料 2020年2月8日】

一般社団法人日本実業団陸上競技連合
(代表理事・西川晃一郎)

移籍ルール見直し 概要

(2020年2月8日理事会決議)

(以下、改定後の登録規程を「新規程」、改定前のものを「旧規程」と表記)
(「新規程」は近日中に当連合ホームページに掲載いたします)

<要旨>

- * 移籍を希望する選手は、自由に移籍し、移籍先で選手登録できる

 - * 旧規程の「退部証明書」を廃止し、選手・移籍元チーム・移籍先チームは「移籍協議合意書」を取り交わす

 - * 移籍協議が合意に至らない場合でも、選手は移籍先で選手登録できる

 - * 合意に至らない場合、当該地域連盟が審査した結果、移籍元チームに瑕疵がなく、移籍で相当程度の影響を受けると認められた場合、移籍した選手を対象に、当連合主催大会のうち駅伝、リレーなどのチーム競技種目に限って「出場待機期間」を設ける
 - ⇒⇒⇒ 待機期間は、移籍登録日以降「1年間を超えない範囲」とする
 - ⇒⇒⇒ この場合でも個人種目への出場はできる
- (補足説明1) 「移籍元チームに瑕疵がなく……」として想定されるのは、選手が移籍を考える動機となったチーム事情の改善(指導方法・体制、待遇、起用方法など、さまざまなケースがある)への取り組みや移籍先チームの勧誘方法、移籍を希望する選手の移籍元チームへの事前の通告の有無などを、総合的に勘案することとなる
- (補足説明2) 「相当程度の影響」として、全国大会出場レベルにあったチームが予選突破も危ぶまれるような著しい戦力ダウンに直面する事態や、部の存続の危機にまでかかわる事態に陥る状況など、さまざまな事態が想定され、総合的に勘案することとなる

《見直しの基本方針》

- * 「働き方の多様化」という時代の流れにかんがみ、「職業選択の自由」を最大限尊重する、との基本理念から、選手本人の希望による転職、働き方の選択に伴う「移籍の自由」を認める

- * 選手・移籍元チーム・移籍先チームの3者の「合意」を前提とするが、「合意」がない場合の移籍でも、選手は移籍先チームでの登録を可能とする

- * 「合意」がない場合、当該地域連盟が審査を行い、移籍元チームに瑕疵がなく相当程度の影響を受けると認められる場合は、移籍先チームで、チーム競技種目に限っては、当該選手を対象に「出場待機期間」を設ける。待機期間は、移籍登録日以降、1年間を超えない範囲とする。この場合でも、移籍選手は、移籍先チームで個人種目への出場は可能となる

《主な見直し》

- * 登録規程第6条（移籍者の取扱い）、第7条（制裁）を全面改定
 - ⇒⇒⇒ 第6条第2項の「円満移籍者でない者の登録申請は無期限で受理しない」とした、いわゆる「無期限不受理」条項を撤廃

 - * 移籍元チームに発行権限が限定され「優越的地位」を与える結果となっていた「退部証明書」の考え方を廃止
 - ⇒⇒⇒ 新規程では、選手・移籍元チーム・移籍先チームの3者による「移籍協議合意書」の考え方を採用
- (補足説明) 旧規程にあった、退部証明書を持たずに移籍しようとする選手や、退部証明書を持たない選手を迎え入れたチームへの「制裁」条項は、今回の規程改定を待たずに、すでに効力を停止している

以下、新規程では――

- * 選手は一定の事務的手順を経て、希望する移籍先の企業チームで登録できる

- * 旧規程の「円満退部証明書」は不要
 - ⇒⇒⇒ 選手・移籍元チーム・移籍先チームの3者は「移籍協議合意書」を、取り交わす

- * 移籍申し出の時点で、3者が「合意」に至らなくとも、選手は移籍先チームで

登録できる

* 3者の協議が合意に至らない場合、当該地域連盟は調査・審査を行う

* 3者合意がなく移籍した後、3者による協議が継続中、あるいは当該連盟による審査が未了の場合でも、(移籍先での選手登録そのものは可能になったことで) 移籍選手は、注) 実業団連合が主催する大会の個人種目には、移籍先チームの選手として出場できる

注) 例えば、全日本実業団選手権の1万mなど、個人で出る種目

* 審査の結果、移籍元チームに瑕疵がなく、移籍で相当程度の影響を受けると認められると判断された場合、移籍した選手を対象として、実業団連合主催大会のうち、駅伝、リレーなどチーム競技種目に限って、移籍登録日以降、1年間を超えない範囲で「出場待機期間」を設ける

⇒⇒⇒ 当然のことながら、合意に達すれば「出場待機期間」は消滅し、例えば、駅伝大会の出場申し込み前、もしくは申し込み期間中であれば、移籍した選手も駅伝大会へのエントリーが可能となる

* 連盟審査の決定に不服がある場合は、連合資格審査会に再審査を申し立てることができる

* 移籍先チームに、実業団連合が定款でうたう「相互交流の精神」にもとる強引な引き抜き行為があったと認められた場合は、移籍先チームに制裁を科す

* 移籍元チームが、移籍者の責めに帰すべき特段の事情がない中、理由なく移籍を妨害したと認められる場合は、移籍元チームに制裁を科す

⇒⇒⇒ 「制裁」の種別は、登録抹消、申請拒否、出場停止、除名
(以上4種別は、旧登録規程の定めと同じ)

<移籍ルール以外の登録規程見直し>

* 「雇用形態」や「働き方」の多様化に対応するため、従来の企業単位の枠を中心に据えた登録制度を見直し、幅広く、実業団陸上競技界への参画を希望する選手を受け入れる

*チーム登録の種別を、「企業チーム」「クラブチーム」の2種類とする

⇒⇒⇒ 「企業チーム」は従来の実業団登録チームとほぼ同じ。新たに設ける「クラブチーム」は、複数の企業・団体などに勤める選手により構成されるチーム。あるいは、企業チームに属さない複数の選手により構成されるチーム

⇒⇒⇒ 実業団連合・各地域連盟が主催する大会の参加資格や、対抗得点・順位決定の方法などは、各大会の大会要項で定める

*企業チームについて、学校教育法第1条に定める学校に在学する者でも、企業の社会保険（被保険者）の適用を受けている者で、かつ、公益社団法人日本学生陸上競技連合、または、15歳以上で、かつ、公益財団法人全国高等学校体育連盟に登録せず、日本実業団陸上競技連合への登録を希望する者は、登録者となることできる

(補足説明) 企業において従業員が社会保険の加入対象となるかどうかに関しては、多くの条件が定められており、「学生」は原則、対象外。ただ、夜間や定時制など、学生でも加入できる場合もある。新規程に基づいて、企業チームが学生でもある従業員の登録を希望した場合、当該地域連盟は、社会保険加入の条件を満たしているかどうか確認したうえで、登録の可否を判断する

《今後の主な予定》

3月2日（月）～ 新登録規程に基づく、2020年度の選手登録受付開始

4月1日（水） 新登録規程の運用開始

お問い合わせは以下へお願いいたします
当連合事務局 阿相（090-1436-1001）